

平成30年11回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年11月26日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時45分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成 30 年第 11 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成 30 年第 11 回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、議案第 100 号から議案第 101 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。なお、議案第 101 号につきましては、申請者の都合により取下げの願いがありましたので、本日の総会においては審議いたしません。</p> <p>日程第 3、議案第 102 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 103 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について。</p> <p>日程第 5、議案第 104 号から議案第 110 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 6、議案第 111 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは中嶋安男委員と吉田廣司委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 100 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。議案第 101 号につきましては、資料が添付されておりますが、取下げがあったため、本日の総会では、審議いたしません。</p> <p>それでは、議案第 100 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第 100 号につきましては、御説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは、用土地域、あるいは寄居町でも大変大きく農業を行っております。特に、田については、用土の全域にわたって農地を借り受けたり、所有している農地でもしっかりと耕作をしており、認定農業者にもなっております。(譲受人)さんは、さらに家族で農業を拡大していきたいとのことでした。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、</p>

発 言 者	内 容
	<p>第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
小林委員	<p>小林委員。</p>
小林委員	<p>案内図を見ていただきたいと思うのですが、100-1 号と 100-2 号を続けて利用権となっております。事務局のほうから説明があったように、きれいにしておりますので、特に問題はありません。1 つお聞きしたいのですが、この農地は、今まで使っておりましたので、おそらく利用権の設定がされていると思うのですが、それは売買によって消えてしまうものなのでしょうか、あるいは、取消しをしてあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>今までの利用権の設定をされていたものについては、合意解約をしまして、その後売買という形になるかと思えます。</p>
議長	<p>以上です。</p>
小林委員	<p>そういうことであれば問題ありませんので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 100 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 100 号は原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第 3、議案第 102 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 102 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 102 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(申請人)さんは、深谷市の方ですが、農地は赤浜の場所だけを所有しております。以前、隣の農地を農地改良して安納芋を作ったところ、この秋には豊作で、良いものが出来たそうです。さらに今後も、申請地を、安納芋やピーナッツ、サトイモなどを栽培して、畑として有効利用したいための申請となっております。工事期間は、許可から約 1 ヶ月。土砂の採取場所は、申請地から東側に行ったところの(法人名)さんの隣接の土地からの土砂を採取。土砂数量は、674.47 m³となっております。現況面からは、約 30 c mかさ上げし、道路面からは 30 c m低い仕上がりになる予定です。</p>
事務局	<p>なお、工事については、4 条ですので、本人が全て行うものとなっております。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>また、一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに、農地として利用できる状態に回復されることが確実かどうかを審査することとされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>大澤委員。</p>
大澤推進委員	<p>過日、梅澤委員さんと、現地を確認に行ってまいりました。この場所は、前にも、届出事案として、1反分の客土ということで申請が出ており、それを5月の下旬か6月にかけて行い、今回、約 3,000 m²の申請が出た模様です。今まで、(申請人)さん本人と地元の水利組合関係者で 4 回くらい話し合いをもって、なんとか田んぼは、田んぼとして維持していただけないかということで話を挙げたのですが、どうしても強い意志で来たわけでありまして。そういうことで、これからも(申請人)さんを信用して、しっかり取り組んでいただけるよう期待しております。先ほど事務局のほうから説明があったとおりでありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>梅澤委員。</p>
梅澤委員	<p>大澤推進委員さんと重なることもあります。前回も 1,000 m²以下をやりました。今回、3,000 m²近い面積なので、地元の農業委員としてよく確認します。違反の無いように、山から持ってくるということは前回もそうでしたが、山から持ってきて、ダンプで山に泥を入れているんですね。そういうのも、ちゃんとどこの業者がどう入れるのかを確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>梅澤委員さんからのお話についてですが、こちら農業委員会としても、どこから土砂を採取するのか、あるいは証明書なども付けていただきながら、しっかりと監視していきたいと思っております。また、実際に土を入れる際には、地元の農業委員さん等にも立ち会っていただいたりということで、また調整させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 102 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 102 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 103 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 103 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、本件につきましては、平成 7 年 10 月 25 日付けで得た許可の取消を願い出ているものでございます。</p> <p>それでは、議案第 103 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>この後御審議いただきます議案第 108 号と関連のあるものとなります。この農地は、建売住宅敷地として当時許可を得たものです。当時の資料はありませんが、おそらく地目雑種地である 1 筆を含めた計 3 筆での計画だったと思われます。許可後、事業は行われず、今後も計画がないことから、許可の取消を求めているものであり、特に問題はないと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長 嶋田推進委員	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p> <p>現地の確認に行きまして、案内図を見ていただくと分かりますが、入っていく側に 3 軒住宅があり、その奥で草が生い茂っている状態です。蔵田そのものも移住の少ないところで、このほかにもかなり空き家が目立っている地域でございます。当然新たに人が入ることがないという判断で、こういった形になったのだと思います。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 103 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 103 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 5、議案第 104 号から議案第 110 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 104 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 104 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは、現在 2 世帯で暮らしており、御自宅部分に 2 台の車を置いておられますが、あと 2 台は、他の方からの借入地に置いておられます。御自身で所有する駐車場がほしいとのことで、御自宅から近いところを探していたところ、(譲渡人)さんが譲ってくれるということになり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p>
内田委員	<p>先日、野邊推進委員と現地確認に行っていました。事務局の説明のとおり、第3種農地ですし、現地もきれいになってますので、特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第104号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第104号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第105号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第105号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲渡人)さんは、相続をしたものの耕作できず、このままだと農地が荒れてしまうということで、息子さんである(譲受人)さんが、この農地で太陽光発電をして有効活用したいとのことで申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>23日渡邊推進委員さんと現地確認を行いました。それに加えて、(譲渡人)さんの妹さんという方からお話を伺いましたところ、事務局の説明のとおり、相続によって(譲渡人)さんが所有者となり、それを息子さんのほうに売却するということが間違いのないと思います。作物は数年間作った様子はないのですが、適切に畑は管理されております。</p> <p>なお、この案件につきましては、平成28年11月の総会の議案番号103号で、3条申請で地上権設定と110号の5条申請で使用貸借がなされておりますが、取下げた様子がないのですが、却下されたのかどうかも確認ができませんでした。両方とも営農型の太陽光発電の設備ということで、申請がなされております。事務局のほうに、取下げがされたのか、却下されたのかを伺いたしたいと思います。あと、それから前回の申請と今回の申請で面積が15㎡ほど差があるのですが、そこに関しても、事務局のほうにお伺いしまして、御審議のほどお願いいたします。</p>

発 言 者	内 容
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>坂本委員さんの御質問にお答えいたします。まず、以前申請のあった営農型太陽光の件ですが、3条は許可が下りております。5条の申請につきましては、許可が下りずに県のほうに取下げの願いが出まして、取下げが済んでおります。3条のほうは、取消しが必要と思われま</p> <p>す。</p> <p>次に営農型の太陽光のときと面積が異なっているということですが、営農型の太陽光の申請時には、実際には存在しない内墓地が入ってしまっていることから、登記しなおした結果、異なる面積となっております。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第105号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第105号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第106号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第106号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは、現在、神奈川県にお住まいですが、末野に暮らしている実のお姉さまの近くに暮らしたいと考えており、(譲渡人)さんから譲ってもらえるとのことで申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっておりますが、現在は建物等はありません。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
坂本委員	<p>坂本委員。</p> <p>こちらも23日に渡邊推進委員さんと現地確認させていただきました。現況地目宅地になっておりますが、(譲渡人)さんは、大工さんで、自宅の西側に作業小屋が建っていたということでありまして、今年の春、3月の末頃だったと思っておりますが、東側にある自宅、作業小屋が火災で全焼するということがありまして、事務局の説明がありましたけれども、更地になっているということでありまして、石もない更地の状態ですので、問題ないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第106号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 106 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 107 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 107 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 29 年度第 3 回寄居町農業振興地域促進協議会でも御審議いただき、平成 30 年 8 月 6</p>
事務局	<p>日に除外された農地が、今回の申請地となります。</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは、現在、富士見市で賃貸住宅に居住しており、お父様である(譲渡人)さん</p>
事務局	<p>の土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことからの申請となります。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の</p>
事務局	<p>資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可</p>
事務局	<p>要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
渡辺推進委員	<p>渡辺委員。</p>
渡辺推進委員	<p>この件につきましては、昨日松村委員と一緒に現地を見てきました。ここに書いてあるよ</p>
渡辺推進委員	<p>うに、農振農用地である除外ということで、現在も適切に管理してありますので、問題ない</p>
渡辺推進委員	<p>と思います。</p>
渡辺推進委員	<p>以上です。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 107 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 107 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いた</p>
議長	<p>します。</p>
議長	<p>次に、議案第 108 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 108 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>先ほど御審議いただきました議案第 103 号と関連があるものですが、(譲受人)さんは、太</p>
事務局	<p>陽光発電事業を計画しており、申請地 3 筆と地目雑種地である 3 筆を含めた計 6 筆で事業を</p>
事務局	<p>行いたいという計画で申請に至りました。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の</p>
事務局	<p>資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可</p>
事務局	<p>要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
議長	<p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>先ほどの 103 号の続きでありまして、103 号の奥に少し広めに広がっている土地で、現状草</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>が生えておりまして、特に大きな問題はないと思われま。</p> <p>他に御意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 108 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 108 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、議案第 109 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 5 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 109 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲渡人である 3 名の方は、寄居町近隣には住んでおらず、なかなか管理することも難しい状況でした。(譲受人)さんが、この農地であれば、太陽光発電事業で安定した収益が見込まれるとのことで、申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>なお、申請地は、現況地目が宅地になっております。昭和 47 年に申請地において、住宅の目的で許可が下りておりますが、現在、建物はなく、竹を伐採し保全管理されておりますので、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>過日、現地確認に行ってきました。事務局から説明があったとおり、竹林になっておりまして、近所の方も若干迷惑している所もあったのですが、ここ何年かは、1 年に 1 回きれいに伐採をして管理しているようであります。当然竹でありますので、太陽光発電するにしても農地をきれいにしたいと思います。そういうことであれば、特に問題はないと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 109 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 109 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、議案第 110 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 110 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>申請地は、道路面より約5m下がっており、耕作するのに不便でしたが、農地改良して畑として利用したいとのこと。もともとここは、このように低いところで遊休農地化してしまった場所で、ごみが投げ捨てられてしまうこともあるため、きれいにして果樹を植えたり、野菜を作付けしたり、地域をきれいにしたいという地域の地権者さんたちが、地元の業者の(譲受人)さんに工事を依頼したものになります。工事期間は、許可日から約3ヶ月、土砂の採取場所は、川島町にある土砂のストックされている業者さんからの搬入、土砂は、8,000㎡となっております。現況面から約4mくらいかさ上げし、道路面からは、少し低い仕上がりになる予定です。また、八高線鉄道敷きから約1m50cm下がり擦り付けます。JR東日本と業者で協議しております。それと、東西に水と書いてあるのは、水路となりますが、町からの払い下げについて協議しており、一体として畑で利用することとなります。</p> <p>なお、5条になりますので、工事期間は、第3者の(譲受人)さんが借り受け、工事終了後には、その土地が耕作目的で復元されることが認められることが条件となっております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>また、一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに農地として利用できる状態に回復されることが確実かどうかを審査することとされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>松本委員。</p>
松本推進委員	<p>昨日、松本委員さんと現地を見てきました。今、事務局の説明が非常に素晴らしかったので、そのとおりです。地権者にお聞きしたところ、全て同意が得られているので、何も問題はないと思います。あと八高線の土圧の計算が難しいので、八高線の土手には沿わないで仕事を進めるそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に御意見ございますか。</p> <p>松本委員。</p>
松本委員	<p>先ほどの議案第102号では、本人が泥を持ってくるということで、持ってくるときの証明があるということでしたが、今回の申請にはあるのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>松本委員さんの御説明にお答えいたします。既に土砂のストック場所からの土砂採取場所の証明書等ですね、あと復元計画のほうも御提出されています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>事務局のほうから説明がありましたけれども、その中で、現地の西側の地権者との関係はどうか。それと、先ほどの計画のなかでは、JR八高線の土手とは全く関係しないということになりますと、どんな計画、横断になるのか、そういったものも出ているのかどうか、お尋ねいたします。</p>
議長	<p>事務局。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>中嶋委員さんの御質問にお答えします。農地に隣接している農家さんからはすべて同意書はいただいております。</p> <p>それともう1点の八高線との関係ですが、土圧の計算などは、JRと協議しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
中嶋委員	<p>計画の横断といったものが出ているのであれば、八高線の敷地に対して、影響のないようにということになりますと、地主さんの持ち分までどうだろう。計画横断があれば、わかるんでしょうけど。相当の急こう配になってしまうのかなと思うし、道路から5m埋め立てをしていくということですので、その辺がどうかと思います。</p>
事務局	<p>中嶋委員さんの御質問にお答えいたします。現状の白坂道と鉄道軌道敷のほうが2mくらい下がっております。鉄道の線路から約1m50cm下がってところに、JRと今代理人とで協議しておりまして、そこに擦り付けていいという話になっているらしいですが、土圧計算はしてほしいというJRからの要望がありますので、代理人が計算をしている所であります。JRの一段高くなっている軌道敷に対して、踏切から約1.5m下まで擦り付けていいという話はいただいております。</p> <p>以上です。</p>
中嶋委員	<p>農地として相当な勾配になりますよね。</p>
事務局	<p>農地としては、2m行って1m上がるという勾配です。斜面になる農地に関しては、一応のり面という形です。</p>
渡辺推進委員	<p>2m行って1m上がるのだと、盛土の設計になってしまいますよね。農地だとすると、勾配がえらいことになってしまいますよね。</p>
事務局	<p>その部分は、地権者のほうとのり面として管理してくれという話にはなっております。</p>
中嶋委員	<p>農業委員会とすると、のり面でということですけども、のり面を農地としてみなすのかどうかというのも、1つあると思うんですよね。そういったことで、できるならば、これだけ道路から見れば奥行きのないところで、いきなり5m、しかも道路ののり面もあるわけですので、そののり面については、短期になるわけですよね。農地改良にはならない感じがするけれども、私の意見とさせていただきます。</p>
事務局	<p>地権者さんがいま、蝮の棲み処みたいになっていますので、それをきれいにしてもらったんだったら、それでもかまいませんと、のり面でも果樹を植えれば採取できるかなというふうに考えているみたいです。今の荒れた状態で置くのは、みっともなく、農地として利用したいとのことですので、皆さん同意をした状況です。</p>
中嶋委員	<p>農地ではなくなるということですよ。</p>
議長	<p>松本委員。</p>
松本委員	<p>一面がでこぼこになっているんですよね。それを、地権者の方からすれば、なだらかにしたいんじゃないかなということです。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>先ほどの御質問等ありました中で、農地が農地として使えなくなるのではないかという御心配等あると思うんですけど、のり面になってしまうところは、極力こちら事務局からも何</p>

発 言 者	内 容
	か果樹を植えてもらうなどして指導していきたいと思っております。よろしく申し上げます。
議長	嶋田委員。
嶋田推進委員	農地改良した暁には、どなたかが耕作するということになるのですか。
事務局	はい。
議長	事務局。
事務局	申請をしていただいている地権者さんが耕作をするという形になっています。
	以上です。
嶋田推進委員	もう 1 点なんですけれども、水路が払い下げになったり、道がいずれ払い下げになったり
	すると、現況面積から最終的には増えるんですかね。そうなったときに、それぞれの持ち分
	が同じ比率で増えるのか、それともどこかの畑にくっつけて調整するのか、その辺をお伺い
	したいです。
事務局	はい。
議長	事務局。
事務局	嶋田委員さんの御質問にお答えいたします。先ほど、水路あるいは道路に関しては、隣接
	する地権者さん 3 名の方に払い下げする形になります。ただ、面積については、今回の申請
	面積にはこちらは含まれておりません。
	説明は以上です。
嶋田推進委員	最終的に出来上がった土地が、増えるのか増えないのか。道と線路のところなので、ある
	程度上げれば面積は増えませんか。
事務局	はい。
議長	事務局。
事務局	今回の申請面積には、先ほどの水路、道については入っていませんけれども、いずれ地権
	者さんに払い下げとなった部分については、その地権者さんに分けた分は面積として畑の面
	積になっていくかと思えます。
嶋田推進委員	そうじゃなくて、窪地を埋めていくと、面積が増えると思うんですが。
事務局	こちらの図面を御覧ください。横断図として、茶色に塗っている部分が、埋め土をする
	ところなんです。そうすると、道路に近いところにつきましては、表面がこうなってますが、道路
	境界は単純に決まっておりますので、耕作面積自体は、このひし形になります。のり面には、
	果樹を植えます。鉄道側は、鉄道敷きから 1.5m 下に擦り付けられます。鉄道敷きが曲がると
	困るので、土圧計算しろとのことなんです。小川寄りの土地は、宅地になっており、それを考え
	ると、こちらも行けるのかなと思えます。
議長	慎重審議ありがとうございました。他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
	議案第 110 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成多数)
議長	賛成多数ですので、議案第 110 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付しま
	す。
	続きまして、日程第 6、議案第 111 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてで

発 言 者	内 容
議長 事務局	<p>すが、梅澤功委員が申請人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員 退席)</p> <p>それでは、議案第 111 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは議案書の 6 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 111 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)さん以下 3 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)さん以下 6 人です。</p> <p>合計 9 筆で、12,948 m²、そのうち、田が 4 筆で 10,072 m²、畑が 5 筆で 2,876 m²となっております。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 111 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 111 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(梅澤委員 着席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から 5 点、御連絡いたします。</p> <p>1 点目です。次回の総会ですが、12 月 25 日火曜日の午前 11 時からでお願いいたします。繰り返します。12 月 25 日火曜日の午前 11 時からでお願いいたします。</p> <p>2 点目です。以前からお伝えしておりましたが、12 月 25 日火曜日の総会后、午後 2 時から、ホンダ寄居工場の見学が予定されております。総会后、役場で昼食を召し上がっていただいた後、午後 1 時 20 分に行政バスで出発いたします。よろしくお願いいたします。</p>

発 言 者	内 容
<p data-bbox="277 797 339 831">議長</p> <p data-bbox="220 943 339 976">事務局長</p>	<p data-bbox="368 226 1485 443">3 点目です。町では、農地中間管理事業をこれまで、塚田地区、下耕地地区を推進してきておりますが、今年度新たに追加して、小園地区を重点区として推進してまいります。皆様のお手元に色塗りした小園地区の図面があるかと思えます。田 67 筆、75,745 m²、畑 71 筆、42,120 m²、合計 138 筆、117,865 m²の貸付意向が所有者の方からありました。今後、配分会議等手続きを進めてまいりますので、委員の皆様の御協力をお願いします。</p> <p data-bbox="368 465 1485 636">4 点目です。第 40 回認定農業者認定調整会議が、12 月 18 日火曜日の午後 1 時 30 分から開催されます。経営改善支援活動推進員の、梅澤委員さん、小林委員さん、内田委員さん、松本雅夫委員さんには、11 月 22 付けで、農林課から開催通知をお送りしておりますので、御出席をお願いいたします。</p> <p data-bbox="368 658 1485 734">5 点目です。机上に農業者年金普及資材と農業者年金マニュアルを置かせていただきました。委員さんが加入推進のための働きかけをする際に、ぜひ御活用ください。</p> <p data-bbox="395 757 759 790">以上、よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="395 801 1299 878">それでは他に無いようですので、平成 30 年第 11 回総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。</p> <p data-bbox="533 943 959 976">(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">中嶋安男委員 吉田廣司委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年11月26日</p> <p>議 長 室 岡 重 雄</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>委 員 中 嶋 安 男</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>委 員 吉 田 廣 司</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>